

全国NPO法人数

48498

内閣府NPOポータルバンク参照  
-2013年11月30日現在-

全国コンビニ店舗数

49115

都道府県別統計とランキングで見る県民性サイト参照  
-2013年1月現在-

## NPOって？

NPOは、Non-Profit Organization という言葉の略です。  
直訳すると「非営利組織」、「民間非営利組織」という意味を持ちます。


「民間」とは、政府の支配に属さない組織・団体である事を意味していて「非営利」とは、利益を上げる事を目的とせず、利益を上げて活動目的を達成するための費用に充てる事を指します。

つまり、NPOとは利益の配当を目的としない。  
社会的な活動をするための総ての組織のことです。

# NPO分類表

範囲		法人	任意団体
最広義の NPO	狭義の NPO	特定非営利活動法人 (NPO法人)	市民活動団体
	広義のNPO	公益社団(財団) 法人 一般社団(財団) 法人	
		学校法人 社会福祉法人 医療法人 宗教法人            など	
		認可地縁団体	町内会 自治会 PTA
	協同組合 労働組合	業界団体 同窓会 同好会            など	

公益的



共益的

## 狭議のNPOの判定基準になる「公益」って？

公益とは、私益・利益＝利己のためではなく、「利他」のために行うことです。

「公益＝不特定多数のため」と解説する人もいますが、内閣府の公益認定等委員会も認めているように、対象が特定または少数であることが問題なのではなく、本質的には、その活動が「求められているか」と受益の機会が「開かれているか」という2点がポイントです。

長期入院している知り合いの少年のための読み聞かせや、あなたの家の近くの川の保全は、特定かつ少数のためになりえますが、それでも公益性を認められるのは、その活動が求められ、開かれているからです。

逆に、住民の多い地域の活動だからといって、少ない地域の活動より常に公益性が高いということもありません。

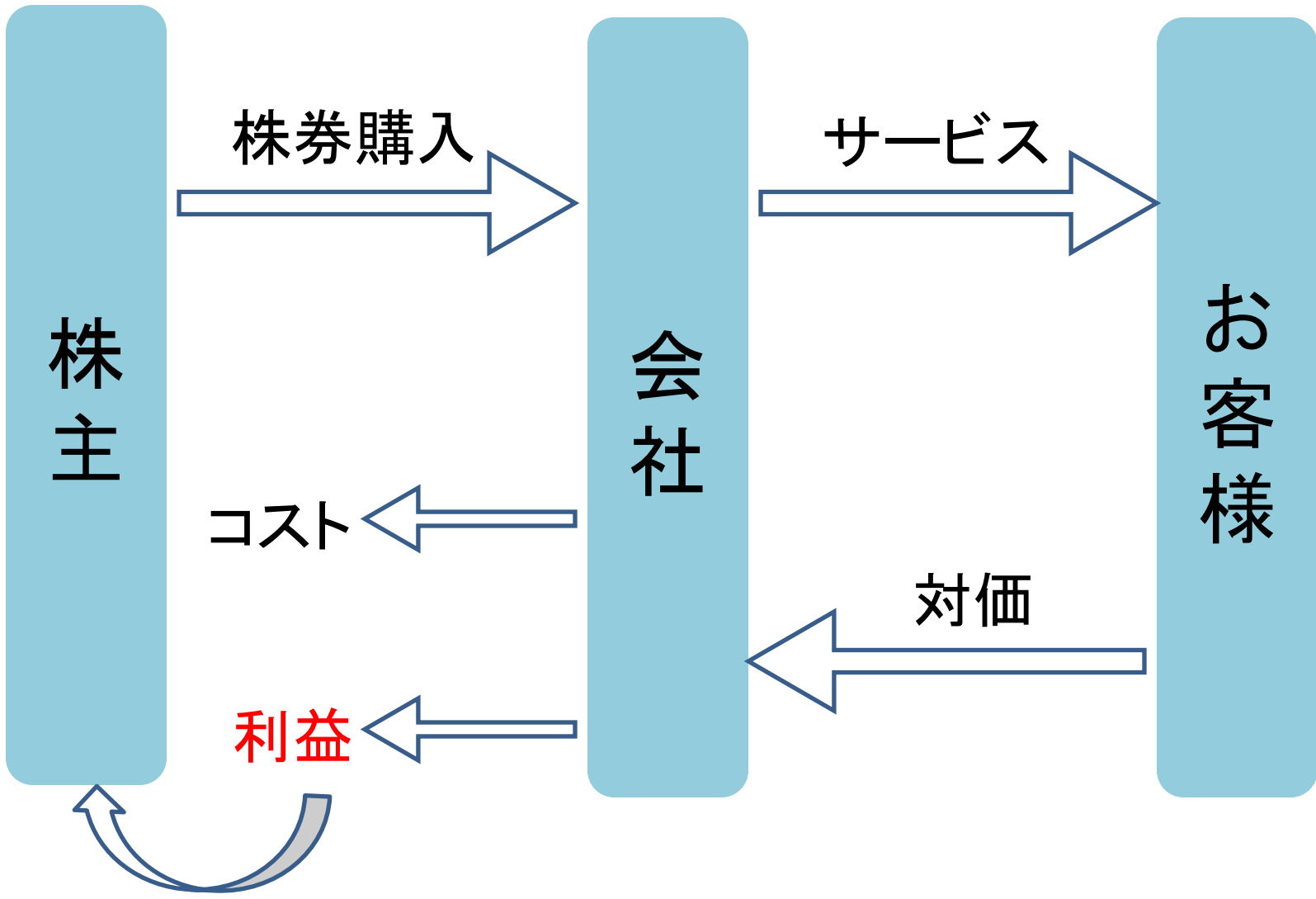
自主的  
自発的

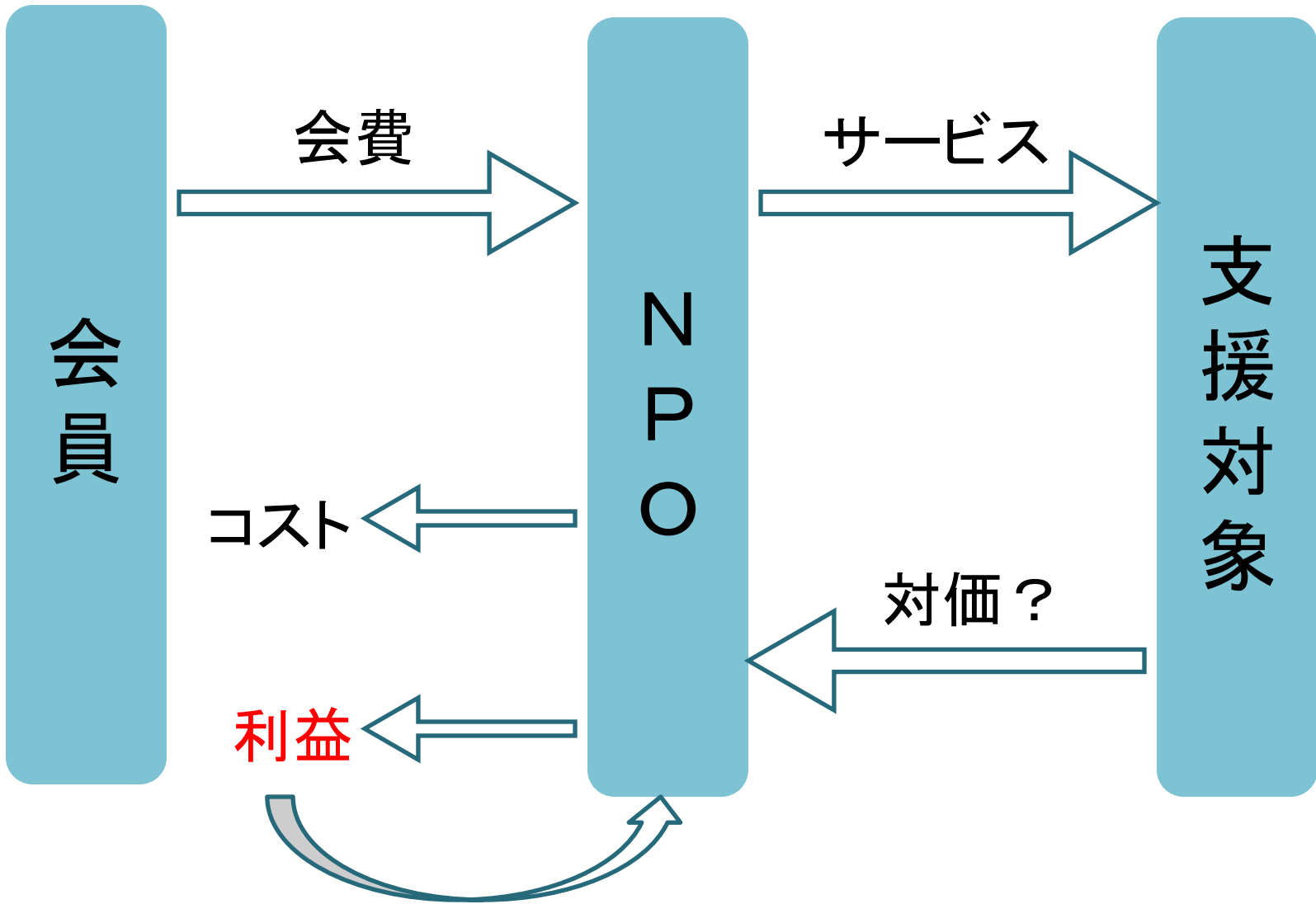
政治的 ×  
宗教的 ×

組織的  
継続的

非営利

みんなのために





## 最狭義のNPO、NPO法人って？

NPO法人とは、正式には「特定非営利活動法人」といいます。

NPO法（特定非営利活動促進法）に基づいて都道府県または指定都市の認証を受けて設立された法人のことをいいます。

「特定非営利活動」とは、NPO法が定める20種類の分野に当てはまるものです。

「法人」とは、「法が定める人」という意味で、人の集まりや一定の財産を法律上、個人と同じように権利・義務の主体として扱うことをいいます。



## NPO法が定める20種類の活動分野

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 観光の振興を図る活動
5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7. 環境の保全を図る活動
8. 災害救援活動
9. 地域安全活動
10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11. 国際協力の活動
12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13. 子どもの健全育成を図る活動
14. 情報化社会の発展を図る活動
15. 科学技術の振興を図る活動
16. 経済活動の活性化を図る活動
17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18. 消費者の保護を図る活動
19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20. 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

## NPO法人になるための条件

1. 主たる活動内容はNPO促進法の20分野のいずれかに該当している
2. この団体は不特定多数の利益の増進に寄与するために活動する
3. この団体は営利を目的としない
4. この団体は宗教や政治活動を主目的としない
5. この団体は特定の政党や候補者の支援団体ではない
6. この団体は特定の政党のために利用しない
7. この団体は特定の団体や個人の利益を目的としない
8. NPOに関わる事業に支障を生じるほどの収益事業をしない
9. この団体は暴力団やその関連団体ではない
10. この団体は社員（会員）の資格に不当な条件はつけていない
11. この団体は会員が10人以上いる
12. この団体は役員として理事3人以上、監事1人以上がいる
13. 役員総数のうち報酬を受ける者の数は3分の1以内である
14. すべての役員は法で定められた欠格事由に該当していない
15. 役員のうち親族が3分の1を超えていない

## 慈善型NPO

チャリティー活動や清掃活動など収益につながりそうにない事を比較的に行う。

全ての方がボランティアで運営されている事が多い。

年間の経済規模は数万～数十万円程度。

慈善活動愛好会のようなもので、慈善精神を大切に、成果よりも想いを尊重する傾向がある。

## 監視批判型NPO

行政、政策、企業などに対する反対活動や啓蒙活動などを行い民意の働きかけを行う。

ボランティアで運営されている事が多い。

年間の経済規模は数万～数十万円程度。

組合の毛色に近い

## 事業型NPO

事業収入を主な財源とする。興業型、サービス型などの小分類もある。

有給で働く職員を有する。

ビジネスモデルが企業に類似している。プロのスタッフが多い傾向があり。福祉関連が大半を占め、NPOからのサービスを受け取る受益者と、資金を提供する支援者や会員がほぼ一致していることが多い。そのため事業型NPOは企業のマーケティングノウハウを適用できる場合が多い。

年間の経済規模は1000万～の法人が多い。成果重視。

## 寄付型NPO

寄付を主たる財源にしている。

サービスを受け取る受益者と、資金を提供する寄付者や会員が別であることが多い。

このため、コミュニケーションを取る相手が多くマーケティングにかかるコストは事業型NPOよりも大きくなる傾向がある。

広報力に長けた比較的新しいタイプのNPOモデル

## NPO法の発足

市民活動団体が法人格を持てるようになったのが、1998年3月。  
これには、1995年に起きた阪神淡路大震災でのボランティアの活躍が契機となりました。法制定後…せっかくなつくた法が利用されないので困ると各地の自治体で法人格取得の流れが起きました。（これが後の問題の原因にもなります）

## NPO業界の問題点

結論的にいえば、収益の不振による継続性など原則を脅かしている事です。  
初期の頃のNPO法人の多くは、慈善型、監視・批判型と分類されるような法人格の取得に向かない多くの組織も法人格を有していく形になりました。  
2000年になるころには、この慈善精神と「非営利」の誤認識が拡がり、NPO＝ボランティア（お金はもらわない）という認識となり、組織的な継続が困難になる法人が続出している現状に繋がっています。  
また、アマチュア意識も強く管理上の法務、労務、事務において理解が及ばずに解散手続きも行えない冬眠法人とされる法人が多い。全体の20%～30%が冬眠している運営不能に陥っているとも指摘されています。

## 広がる歪み

収入の不振による継続性の危機と、行政主導による自主性の薄れが、日本のNPOのアマチュア意識も強くさせています。管理上の法務、労務、事務において理解が及ばずに解散手続きも行えない冬眠法人とされる法人が多い。全体の20%~30%が冬眠している運営不能に陥っているとも指摘されています。給料がもらえない法人が半数を占め、給料のある法人であっても低水準で男性職員は家庭を支えきれず、男性職員の寿退社のある業界として揶揄されています。韓国がNPO法を策定しようと日本来た視察団の報告書の冒頭には、「我々は日本の失敗より学ばなければならない」と記されているように日本のNPOがうまく機能していない事が明瞭になっています。

## NPO先進国（欧州やアメリカ）

海外のNPOでは、日本のような運営不能になるような法人はありません。厳密なニーズ主義に沿っており、市民ニーズが得られなければ解散するだけです。社会的にも評価が高く、コーチのような例えも用いられることの多い公共サービスのプロフィショナルで、理事長クラスの平均年収も1260万円と収益性を確立しています。

## 問題点をふまえたNPOカテゴリの動き

1998年NPO法発足当時は、慈善型NPOや監視・批判型NPOといった多くの構成員がボランティアによる運営をしてきた法人が目立ちました。

2000年中ごろには、助成金などに頼る組織運営形態に疑問が少しずつ拡がり、事業型NPOへの呼びかけが強くなっていきました。2000年後半には、協働という言葉が行政内で流行し、SB/CBといった市民ニーズをビジネスモデルで応えていく支援に力が入りだしました。2010年に入ってから、寄付の流れが興り税法改訂などの背策が進んでいます。そういった中でできたのが寄付型NPOです。

1980年 …慈善型NPO

1990年 …監視・批判型NPO

2000年半ば…事業型NPO

2000年後半…社会企業家・SB/CB

2010年以降…寄付型NPO

但し、この流れは国内の先駆的な流れのため、地方格差は非常に大きい。

山口県は、全国の中でも遅れている方に分類される。

下関市は、県内でもさらに遅れが出ています。

今後は自治体を含めた支援の在り方に注力が予想され、地方自治の責任を押し付けられていきます。

## 割合でみる日本のNPO法人

### 【活動分野における割合】

分野に約35%を保健・福祉・医療の分野が占めています。  
次いで環境保全、学術・文化・スポーツの振興が約10%です。

### 【年間経済規模における割合】

半数以上の法人が500万円以下で運営しています。  
(この内、赤字が15%、0円が20%存在している。)  
一方で1億円を超えるNPO法人は2%にも及びません。  
この2%中(保健・医療・福祉が約65%)  
ちなみに正味財産最高額は、最高額は28億円でした。

### 【銀行取引を行う割合】

全体の10%程度で、借入金中央値は1200万円程度です。

## 下関市の今

### 【これまでの下関】

下関市では2006年にしものせき市民活動センターを設置しましたが、効果的な運営ができずに数年を過ごしました。その間で、センターの担い手として注力していた組織が分裂霧散してしまい、支援のノウハウのない地域として2010年まで来ていました。

### 【下関市のNPOの現状】

現在は、75法人のNPO法人が存在し、任意団体はセンターの登録では267団体  
市内全域では、500程度の市民活動団体が存在していると思われていますが、多くは慈善精神と行政依存の強いニーズ意識の希薄な組織であると思われています。

### 【下関市のこれから】

2000年半ばで変わるべき部分を見直していき、助成金に頼らない組織運営を提案、コーディネートしていく必要があります。成長活動分野に「福祉」、「観光」、「雇用促進」が予想されます。